平成２２年（フ）第２２０７０号
東京都足立区西新井本町３丁目10―24―202
債務者　中澤　初惠
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０７１号
東京都足立区西新井本町３丁目10―24―202
債務者　中澤　恵一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０７４号
神奈川県川崎市宮前区有馬９丁目５―22―403　ハイライフ鷺沼Ⅱ
債務者　河野美智子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０７５号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目20―２―202
債務者　内田　宏子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０７８号
神奈川県川崎市宮前区有馬５丁目１―16―405
債務者　津雲　麻美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８０号
千葉県市川市大洲４丁目８―１―101
債務者　斉藤　修治
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８１号
東京都足立区青井３丁目24―２―708
債務者　田中奈津美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８２号
東京都大田区南久が原２丁目８―８―201
債務者　猿澤　由加
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９９号
東京都立川市上砂町４丁目23―６　砂川ビレッジＥＡＳＴ12
債務者　波多野　保
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１００号
東京都青梅市師岡町２丁目385―13
債務者　岩永　邦子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０３号
千葉県船橋市南三咲１丁目２―５―203
債務者　沼田　隆之
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０６号
千葉県市川市本北方２丁目22―17―105
債務者　藤野真寿美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０７号
東京都江戸川区北葛西２丁目14―23　第７コーポオオタカ105
債務者　永井　一政
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０８号
東京都江戸川区北葛西２丁目14―23　第７コーポオオタカ105
債務者　永井　里美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０９号
東京都足立区竹の塚７丁目13―５―108
債務者　原田　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部